

静岡県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第14号

静岡県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和61年教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(災害の報告)</p> <p>第2条 県立学校の校長は、その学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）について、公務上のものと認められる災害（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第2条に規定する「災害」をいう。以下同じ。）が発生したときは、速やかに公務災害発生報告書（別記様式第1号）に、公務上のものであるかどうかを認定するために参考となる書類を添えて<u>教育委員会</u>に報告しなければならない。</p> <p>(認定及び通知)</p> <p>第3条 <u>教育委員会</u>は、前条の報告を受けたときは、その災害が公務上のものであるかどうかの認定を行い、公務上のものであると認定したときは、速やかに補償を受けるべき者に対し、公務災害認定通知書（別記様式第2号）により条例第2条第2項の規定による通知をするものとする。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、新たに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号。以下「政令」という。）第4条の2第1項の規定</p>	<p>(災害の報告)</p> <p>第2条 県立学校（<u>大学を除く。</u>）の校長は、その学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）について、公務上のものと認められる災害（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第2条に規定する「災害」をいう。以下同じ。）が発生したときは、速やかに公務災害発生報告書（別記様式第1号）に、公務上のものであるかどうかを認定するために参考となる書類を添えて<u>実施機関</u>（<u>条例第2条第1項に規定する「実施機関」をいう。以下同じ。</u>）に報告しなければならない。</p> <p>(認定及び通知)</p> <p>第3条 <u>実施機関</u>は、前条の報告を受けたときは、その災害が公務上のものであるかどうかの認定を行い、公務上のものであると認定したときは、速やかに補償を受けるべき者に対し、公務災害認定通知書（別記様式第2号）により条例第2条第2項の規定による通知をするものとする。</p> <p>2 <u>実施機関</u>は、新たに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号。以下「政令」という。）第4条の2第1項の規定に</p>

に該当することとなつたと認める者に対し、速やかに書面でその旨を通知するものとする。

(補償請求の方法)

第4条 前条の規定により通知を受けた者は、次の各号に掲げる区分により当該各号に定める補償請求書を、学校医等の所属学校の校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。ただし、政令第3条第2項の規定による医療機関又は薬局において療養を受けようとする者は、教育委員会から公務上負傷(疾病)証明書(別記様式第3号)の交付を受け、これを当該医療機関又は薬局の長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

2 (略)

3 第1項ただし書の公務上負傷(疾病)証明書の提出を受けた医療機関又は薬局の長は、療養を行った場合は、公務災害療養費請求書(別記様式第12号)を教育委員会に提出しなければならない。

4～6 (略)

(補償の支給方法)

第5条 教育委員会は、前条第1号に規定する補償の請求書を受理したときは、これを審査し、補償金額の決定を行い、速やかに請求者に対してその支給に関する通知をするとともに、補償を行うものとする。

第6条 教育委員会は、療養補償として支給する費用及び休業補償については、毎月1回以上支給するよう努めるものとする。

第7条 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)の支給を受けようとする者は、当該補償を受けるべき理由の生じた日の属する月の翌月以後、政令第16条第3項の規定によるそれぞれの

該当することとなつたと認める者に対し、速やかに書面でその旨を通知するものとする。

(補償請求の方法)

第4条 前条の規定により通知を受けた者は、次の各号に掲げる区分により当該各号に定める補償請求書を、学校医等の所属学校の校長を経由して実施機関に提出しなければならない。ただし、政令第3条第2項の規定による医療機関又は薬局において療養を受けようとする者は、実施機関から公務上負傷(疾病)証明書(別記様式第3号)の交付を受け、これを当該医療機関又は薬局の長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

2 (略)

3 第1項ただし書の公務上負傷(疾病)証明書の提出を受けた医療機関又は薬局の長は、療養を行った場合は、公務災害療養費請求書(別記様式第12号)を実施機関に提出しなければならない。

4～6 (略)

(補償の支給方法)

第5条 実施機関は、前条第1号に規定する補償の請求書を受理したときは、これを審査し、補償金額の決定を行い、速やかに請求者に対してその支給に関する通知をするとともに、補償を行うものとする。

第6条 実施機関は、療養補償として支給する費用及び休業補償については、毎月1回以上支給するよう努めるものとする。

第7条 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)の支給を受けようとする者は、当該補償を受けるべき理由の生じた日の属する月の翌月以後、政令第16条第3項の規定によるそれぞれの

支払期日の前月の末日までに、公務災害補償年金支払請求書（別記様式第13号）を教育委員会に提出しなければならない。

（年金たる補償の額を改定した場合の通知）

第8条 教育委員会は、年金たる補償の額の改定を行つた場合には、当該年金たる補償の受給権者に、年金たる補償の年金額改定通知書（別記様式第15号）により速やかにその旨を通知するものとする。

（障害補償年金等の支給停止の終了の通知）

第9条 教育委員会は、政令附則第1条の3第5項（政令附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の規定による障害補償年金又は遺族補償年金の支給の停止が終了したときは、これに係る障害補償年金受給権者又は遺族補償年金受給権者に、障害・遺族補償年金の支給停止の終了通知書（別記様式第16号）により速やかにその旨を通知するものとする。

（傷病等級又は障害等級の変更の決定及び通知）

第10条 教育委員会は、傷病補償年金又は障害補償年金を受ける者の申請に基づき又は職権により、政令第4条の2第3項又は政令第5条第7項の規定による傷病補償又は障害補償を行う場合は、医師の診断書その他の資料に基づいて、傷病等級又は障害等級の変更の決定を行うものとする。

2 教育委員会が前項の決定をしたときは、教育委員会は、その結果を速やかに傷病・障害等級変更決定通知書（別記様式第17号）により、当該補償を受けるべき者に通知するものとする。

（年金証書）

第11条 教育委員会は、年金たる補償の支給に関する通知をするときは、当該補償を受ける

支払期日の前月の末日までに、公務災害補償年金支払請求書（別記様式第13号）を実施機関に提出しなければならない。

（年金たる補償の額を改定した場合の通知）

第8条 実施機関は、年金たる補償の額の改定を行つた場合には、当該年金たる補償の受給権者に、年金たる補償の年金額改定通知書（別記様式第15号）により速やかにその旨を通知するものとする。

（障害補償年金等の支給停止の終了の通知）

第9条 実施機関は、政令附則第1条の3第5項（政令附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の規定による障害補償年金又は遺族補償年金の支給の停止が終了したときは、これに係る障害補償年金受給権者又は遺族補償年金受給権者に、障害・遺族補償年金の支給停止の終了通知書（別記様式第16号）により速やかにその旨を通知するものとする。

（傷病等級又は障害等級の変更の決定及び通知）

第10条 実施機関は、傷病補償年金又は障害補償年金を受ける者の申請に基づき又は職権により、政令第4条の2第3項又は政令第5条第7項の規定による傷病補償又は障害補償を行う場合は、医師の診断書その他の資料に基づいて、傷病等級又は障害等級の変更の決定を行うものとする。

2 実施機関が前項の決定をしたときは、実施機関は、その結果を速やかに傷病・障害等級変更決定通知書（別記様式第17号）により、当該補償を受けるべき者に通知するものとする。

（年金証書）

第11条 実施機関は、年金たる補償の支給に関する通知をするときは、当該補償を受けるべ

べき者に対し年金証書（別記様式第18号）を交付するものとする。

2 教育委員会は、すでに交付した年金証書の記載事項（年金の額を除く。）を変更する必要がある場合は、当該年金証書と引換えに新たな年金証書を交付するものとする。

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、年金証書の提出又は提示を求めることができる。

第12条 年金証書の交付を受けた者が、その年金証書を亡失し又は著しく損傷したときは、再交付の申請書に亡失の理由を明らかにすることができる書類又は損傷した年金証書を添えて、年金証書の再交付を教育委員会に請求することができる。

2 年金証書の再交付を受けた者が、その後において亡失した年金証書を発見したときは、速やかにこれを教育委員会に返納しなければならない。

第13条 年金たる補償を受ける権利を喪失した者又はその遺族は、速やかに当該権利の喪失に係る年金証書を教育委員会に返納しなければならない。

（遺族補償年金等の請求の代表者）

第14条 （略）

2 遺族補償年金等を受ける権利を有する者は、前項の規定により代表者を選任又は解任したときは、速やかに書面でその旨を教育委員会に届出なければならない。この場合には、その代表者を選出又は解任したことを証明する書類を提出しなければならない。

（所在不明による支給停止の申請等）

第15条 政令第11条第1項の規定により遺族補償年金の支給の停止を申請する者は、遺族補償年金支給停止申請書（別記様式第19号）及び年金証書を教育委員会に提出しなければなら

き者に対し年金証書（別記様式第18号）を交付するものとする。

2 実施機関は、すでに交付した年金証書の記載事項（年金の額を除く。）を変更する必要がある場合は、当該年金証書と引換えに新たな年金証書を交付するものとする。

3 実施機関は、必要があると認めるときは、年金証書の提出又は提示を求めることができる。

第12条 年金証書の交付を受けた者が、その年金証書を亡失し又は著しく損傷したときは、再交付の申請書に亡失の理由を明らかにすることができる書類又は損傷した年金証書を添えて、年金証書の再交付を実施機関に請求することができる。

2 年金証書の再交付を受けた者が、その後において亡失した年金証書を発見したときは、速やかにこれを実施機関に返納しなければならない。

第13条 年金たる補償を受ける権利を喪失した者又はその遺族は、速やかに当該権利の喪失に係る年金証書を実施機関に返納しなければならない。

（遺族補償年金等の請求の代表者）

第14条 （略）

2 遺族補償年金等を受ける権利を有する者は、前項の規定により代表者を選任又は解任したときは、速やかに書面でその旨を実施機関に届出なければならない。この場合には、その代表者を選出又は解任したことを証明する書類を提出しなければならない。

（所在不明による支給停止の申請等）

第15条 政令第11条第1項の規定により遺族補償年金の支給の停止を申請する者は、遺族補償年金支給停止申請書（別記様式第19号）及び年金証書を実施機関に提出しなければなら

らない。

2 政令第11条第2項の規定により遺族補償年金の支給の停止の解除を申請する者は、遺族補償年金支給停止解除申請書（別記様式第20号）及び年金証書を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前2項による申請に基づき遺族補償年金の支給を停止し、又は支給の停止を解除したときは、当該申請を行った者に速やかに書面でその旨を通知するものとする。

（記録簿）

第18条 教育委員会は、災害補償記録簿（別記様式第21号）、傷病補償年金記録簿（別記様式第22号）、障害補償年金記録簿（別記様式第23号）、介護補償記録簿（別記様式第23号の2）及び遺族補償年金記録簿（別記様式第24号）を備え、補償を行った場合その他必要があるときは、これに所要事項を記録するものとする。

（書類の保存）

第19条 教育委員会は、補償に関する書類をその完結の日の所属年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

（定期報告）

第20条 年金たる補償を受ける者は、毎年1回2月1日から同月末日までの間に、障害の現状報告書（別記様式第25号）又は遺族の現状報告書（別記様式第26号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

（届出）

第21条 年金たる補償を受ける者は、次の各号に掲げる場合は、遅滞なくその旨を教育委員会に届け出なければならない。

ない。

2 政令第11条第2項の規定により遺族補償年金の支給の停止の解除を申請する者は、遺族補償年金支給停止解除申請書（別記様式第20号）及び年金証書を実施機関に提出しなければならない。

3 実施機関は、前2項による申請に基づき遺族補償年金の支給を停止し、又は支給の停止を解除したときは、当該申請を行った者に速やかに書面でその旨を通知するものとする。

（記録簿）

第18条 実施機関は、災害補償記録簿（別記様式第21号）、傷病補償年金記録簿（別記様式第22号）、障害補償年金記録簿（別記様式第23号）、介護補償記録簿（別記様式第23号の2）及び遺族補償年金記録簿（別記様式第24号）を備え、補償を行った場合その他必要があるときは、これに所要事項を記録するものとする。

（書類の保存）

第19条 実施機関は、補償に関する書類をその完結の日の所属年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

（定期報告）

第20条 年金たる補償を受ける者は、毎年1回2月1日から同月末日までの間に、障害の現状報告書（別記様式第25号）又は遺族の現状報告書（別記様式第26号）を実施機関に提出しなければならない。ただし、実施機関があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

（届出）

第21条 年金たる補償を受ける者は、次の各号に掲げる場合は、遅滞なくその旨を実施機関に届け出なければならない。

「氏名 ㊟に改める。
(署名又は記名押印)」

別記様式第6号中「氏名 ㊟」を「氏名 ㊟」に、
「病院(診療所)の所在地
名称及び医師の職氏名 ㊟を
」

「病院(診療所)の所在地
名称及び医師の職氏名 ㊟に改める。
(署名又は記名押印)」

別記様式第7号中「氏名 ㊟」を「氏名 ㊟」に、
「
病院(診療所)の所在地 ㊟を
名称及び医師の職氏名 ㊟」

「病院(診療所)の所在地
名称及び医師の職氏名 ㊟に改める。
(署名又は記名押印)」

別記様式第7号の2中「氏名 ㊟」を「氏名 ㊟」に改める。
別記様式第7号の3中「氏名 ㊟」を「氏名 ㊟」に、
「教育委員会」を「実施機関」に改める。

別記様式第7号の4中「氏名 ㊟」を「氏名 ㊟」に改める。
別記様式第8号中「氏名.....㊟.....」を「氏名.....」に改める。
別記様式第8号の2中「氏名 ㊟」を「氏名 ㊟」に改める。

別記様式第8号の3中「請求者(代表者)の住所
氏名 ㊟を

「請求者(代表者)の住所
氏名 ㊟に、氏名 ㊟を
」

「住所
氏名 ㊟に改める。
(署名又は記名押印)」

別記様式第9号及び別記様式第10号中「氏名 ㊟」を「氏名 ㊟」に
改める。

「看護担当者の
別記様式第11号中 氏名.....㊟.....を
」

「看護担当者の

氏名 _____ ㊟ に、「氏名 _____ ㊟」を
(署名又は記名押印)」

「氏名 _____ ㊟」に改める。
(署名又は記名押印)」

別記様式第12号中「薬剤師名 _____ ㊟」を「薬剤師名 _____ ㊟」に、
(署名又は記名押印)」

「氏名 _____ ㊟」を「氏名 _____」に改める。

別記様式第13号中「氏名 _____ ㊟」を「氏名 _____」に改める。

別記様式第19号及び別記様式第20号中「氏名 _____ ㊟」を「氏名 _____」に
改める。

別記様式第25号中「氏名 _____ ㊟」を「氏名 _____」に、

「 _____ 所在地 _____
 _____ 所在地 _____ 名称 _____
病院又は診療所 名称 _____ を 病院又は診療所 医師氏名 _____ ㊟
医師氏名 _____ ㊟ (署名又は記名押印)」

に改める。

別記様式第26号中「氏名 _____ ㊟」を「氏名 _____」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の静岡県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。